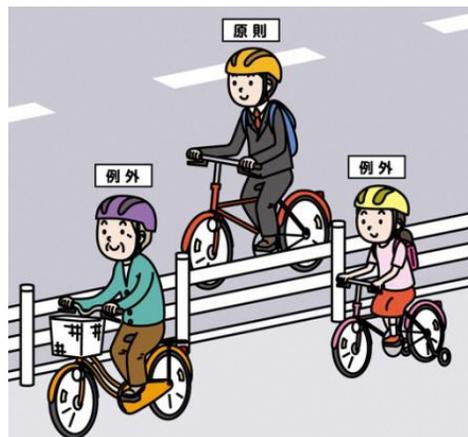


守りましょう！ 自転車安全利用五則

① 自転車は、車道が原則、歩道は例外



道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。歩道と車道の区別があるところは車道通行が原則です。

② 車道は左側を通行



対向車等と衝突する危険性が高まります。自転車は、車道の左側（車両通行帯のない道路では左側端）を通行しなければなりません。

③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行



※ 普通自転車の歩道通行可標識



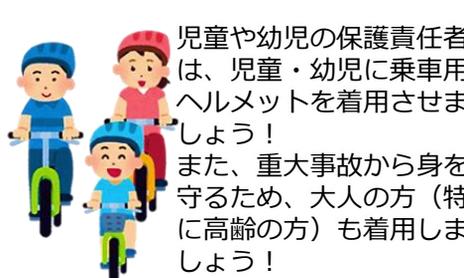
上記の標識※などにより歩道通行が認められる場合でも、車道寄りを徐行し、歩行者の通行を妨げることとなるときは一時停止しなければなりません。

④ 安全ルールを守る



※ 16歳以上の者が幼児用座席に1人乗車させる場合などを除く

※ 標識により並進可の場合を除く



こちらも忘れなく！



※ 県条例で自転車保険への加入が義務化（令和2年10月～）

次の運転も危険です。絶対にやめましょう！



「ながら」運転

横断歩道上の歩行者妨害